

## 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく随意契約の公表に関する要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定に基づく物品の購入及び役務の提供に係る契約における、武豊町財務規則（昭和 61 年規則第 11 号。以下「規則」という。）第 181 条の 2 に規定する随意契約の公表の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 この要領による公表の対象は、規則第 181 条に基づく随意契約の限度額を超えるものとする。

(発注見通しの公表)

第 3 条 随意契約の締結を予定している契約担当課長は、毎年度総務課長が指定する期日までに、別紙発注見通し一覧（様式第 1 号）により総務課長に報告するものとする。年度の途中において新たに契約を締結しようとするときも、同様とする。

2 総務課長は、毎年度、前項の規定による契約担当課長の報告を取りまとめ、契約締結予定日までに武豊町ホームページ及び総務課において閲覧に供する方法により公表するものとする。

(契約締結状況の公表)

第 4 条 契約担当課長は、随意契約を締結したときは、総務課長に対し、速やかに別紙契約締結状況一覧（様式第 2 号）により報告するものとする。

2 総務課長は、前項の規定による契約担当課長の報告を取りまとめ、武豊町ホームページ及び総務課において閲覧に供する方法により公表するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。